

## 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの改定及び 噴火警戒レベル判定基準の公表について

伊豆東部火山群の噴火警戒レベルを改定し、令和4年3月31日14時より運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を公表します。

伊豆東部火山群（静岡県）では、伊豆東部火山群防災協議会における協議の結果、別紙のとおり、噴火警戒レベルを改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和4年3月31日14時より運用を開始します。

また、伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの判定基準について精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表しました。

今回の伊豆東部火山群をもって、活動火山対策特別措置法に基づき、火山防災協議会が設置されている全国49の火山すべての噴火警戒レベルの判定基準の公表が完了することになります。

### 【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki\\_junn.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html)

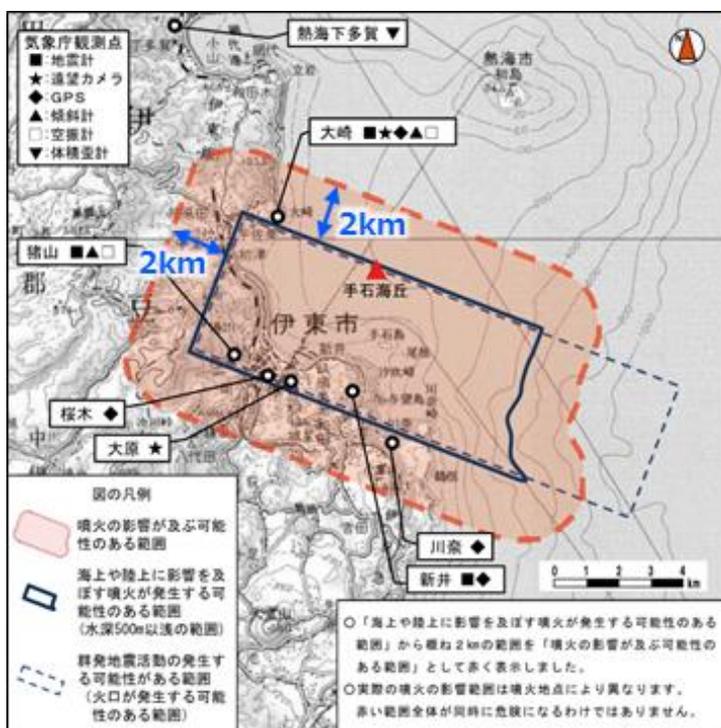
問合せ先：地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター 担当 新出  
電話 03-6758-3900（内線 5186）

## 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの改定について

○伊豆東部火山群では、新たに判明した過去の噴火による影響範囲等をもとに、下図のとおり、陸域では概ね3.5km、海域では概ね3kmを噴火による影響範囲として、噴火警戒レベルを運用します。

○噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

現行



改定後

